

# 義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 公立小・中学校の整備費

- (1) 都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
- (2) 空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

## 2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

## 3. 部活動の地域移行

- (1) 専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者やコーディネーター等の育成を推進すること。
- (2) 地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。

特に、受け皿となる団体や活動場所となる環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

## 4. 教職員確保、加配

多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定したうえで、各分野における教員の質の向上及び確保を図ること。

特に、次の職種について特段の措置を図ること。

また、多様な地域人材を配置することができるよう、補助事業の拡充を行

うこと。

- (1) 日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の加配を行うとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等の更なる充実を図ること。
- (2) 小・中学校での英語教育をより効果的なものにするため、正規職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (3) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 健康相談活動等を行う養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師の配置充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

## 5. 支援員等専門職の確保

インクルーシブ教育の理念に基づき、特別支援教育を支える支援員、コーディネーター等の適正配置について、十分な財政措置を講じること。

また、特別支援教育を必要とする学齢児童生徒への支援体制の充実を図ること。

## 6. G I G A スクール構想の推進

- (1) I C T 環境の維持・改善等については、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。
- (2) デジタル教科書の導入が円滑に促進されるよう、都市自治体に対し、十分な財政措置を講じること。  
また、将来的には、デジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。
- (3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。